

- これまでに実施された復興施策の総括を行い、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、復興・創生期間後（令和3年度以降）における各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を定める。

復興事業

- **地震・津波被災地域**は、**復興・創生期間後5年間**において、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、**復興事業が役割を全うすることを目指す**。
※ 心のケア等の被災者支援及び子どもに対する支援について、復興・創生期間後5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応
- **原子力災害被災地域**は、**中長期的な対応が必要**であり、引き続き**国が前面に立って取り組む**。当面10年間、本格的な**復興・再生に向けた取組を行う**。なお、**5年目に事業全体のあり方を見直し**。

財源等

- 当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施
- **事業規模**：（これまでの10年間）31兆円台前半 + （今後5年間）1兆円台半ば = 32兆円台後半
- **財源**：（これまでの10年間）32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32兆円台後半
⇒ **事業規模と財源は概ね見合うもの**と見込まれる（令和2年夏頃を目途に「復興財源フレーム」を示す）
- **東日本大震災復興特別会計、震災復興特別交付税制度は継続**

法制度

- **復興特区法**：**規制・金融・税制の特例**について、**対象地域を重点化**。復興交付金の廃止
- **福島特措法**：**移住の促進**や交流・関係人口の拡大。農地の**利用集積**や**六次産業化施設の整備促進**
福島イノベーション・コースト構想や風評被害等の課題に対応した**税制措置等の検討**

組織（復興庁設置法）

- 復興庁の設置期間を**10年間延長**（5年目に組織のあり方を見直し）
- **内閣直屬、内閣総理大臣を主任の大臣**とし**復興大臣を設置**、予算の一括要求等**総合調整機能を維持**
- これまで蓄積した**ノウハウを関係行政機関等と共有し活用する機能を追加**
- 岩手復興局・宮城復興局の位置を**沿岸域に変更**、福島復興局は引き続き**福島市に設置**

⇒ 次期通常国会に所要の法案の提出を図る